

○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
<p>○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第四十六号)</p>	<p>○沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年12月26日沖縄県条例第80号)</p>	
<p>(非常災害対策) 第八条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。 2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>(非常災害対策) 第9条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。 2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 <u>3 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。</u></p>	<p>非常災害時には、交通インフラの寸断などにより物資の調達が困難になることが想定される。自力で避難することが困難な高齢者の入所系施設においては、利用者が施設内に取り残されることも想定されることから、食料、飲料水等の非常用食料等を備蓄することを努力義務とする規定を追加したものである。</p>
<p>(設備の基準) 第十一条 省略 2～3 省略 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一 居室 イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。 以下省略</p>	<p>(設備の基準) 第11条 省略 2～3 省略 4 居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。 <u>(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、知事が特別な事情があると認めたときは、4人以下とすることができる。</u> 以下省略</p>	<p>居室の形態については、ユニット型個室を原則とするが、利用者の多様なニーズへの対応及び利用者費用負担等に配慮し、特別な事情があると認められる場合には、一の居室の利用定員を「4人以下」とすることができることを規定したものである。 既存施設の改築等を行う場合には、現に入所している者の意向に留意すること。</p>
<p>(処遇の方針) 第十五条 省略 2～5 省略 6 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(処遇の方針) 第16条 省略 2～5 省略 6 特別養護老人ホームは、その行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、<u>評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(勤務体制の確保等) 第二十四条 省略 2 省略 3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等) 第25条 省略 2 省略 3 特別養護老人ホームは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 <u>4 特別養護老人ホームは、研修の受講を希望する職員が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>

<p>第三章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>(サービスの取扱方針)</p> <p>第三十六条 省略 2～7 省略 8 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>第3章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</p> <p>(サービスの取扱方針)</p> <p>第37条 省略 2～7 省略 8 ユニット型特別養護老人ホームは、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、<u>評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第四十条 省略 2～3 省略 4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第41条 省略 2～3 省略 4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 5 <u>ユニット型特別養護老人ホームは、研修の受講を希望する職員が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>
<p>(準用)</p> <p>第四十二条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条から第三十一条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条まで」とあるのは「第三十四条及び第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条から第三十一条まで」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から第32条までの規定は、<u>ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。</u>この場合において、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第32条まで」とあるのは「第35条及び第37条から第42条まで並びに第43条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第23条まで及び第27条から第32条まで」と読み替えるものとする。</p>	<p>※第9条第3項の解釈をユニット型特別養護老人ホームに準用する。</p>
<p>第五章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第五十五条 省略 2～3 省略 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一 居室</p>	<p>第4章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</p> <p>(設備の基準等)</p> <p>第45条 省略 2～3 省略 4 居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。 <u>(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、知事が</u></p>	<p>居室の形態については、ユニット型個室を原則とするが、利用者の多様なニーズへの対応及び利用者費用負担等に配慮し、特別な事情があると認められる場合には、一の居室の利用定員を「4人</p>

<p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p> <p>以下省略</p>	<p><u>特別な事情があると認めるときは、4人以下とすることができる。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>以下」とすることができることを規定したものである。</p> <p>既存施設の改築等を行う場合には、現に入所している者の意向に留意すること。</p>
<p>(準用)</p> <p>第五十九条 第二条から第九条まで、第十二条の二から第十五条まで、第十七条から第二十九条まで及び第三十一条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第五十九条において準用する第十五条第五項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第五十九条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条まで」とあるのは「第五十七条及び第五十八条並びに第五十九条において準用する第七条から第九条まで、第十二条の二から第十五条まで、第十七条から第二十九条まで及び第三十一条」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第49条 <u>第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで及び第32条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。</u>この場合において、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第32条まで」とあるのは「第47条及び第48条並びに第49条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第23条まで、第25条から第30条まで及び第32条」と読み替えるものとする。</p>	<p>※第9条第3項、第16条第5項及び第25条第4項の解釈を地域密着型特別養護老人ホームに準用する。</p>
<p>第六章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>(準用)</p> <p>第六十三条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十八条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第六十三条において準用する第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第六十三条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第六十三条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条まで」とあるのは「第六十二条並びに第六十三条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十八条」と読み替えるものとする。</p>	<p>第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</p> <p>(準用)</p> <p>第53条 第4条から第7条まで、<u>第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。</u>この場合において、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第32条まで」とあるのは「第52条並びに第53条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第23条まで、第27条から第30条まで、第32条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条」と読み替えるものとする。</p>	<p>※第9条第3項、第37条第8項及び第41条第5項の解釈をユニット型地域密着型特別養護老人ホームに準用する。</p>